

令和7年度

学校いじめの 防止等基本方針



京都市立南太秦小学校

令和7年度 京都市立南太秦小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条及び京都市いじめの防止等に関する条例に基づき、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置する事がないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名 南太秦小学校いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・子ども支援部主任（生徒指導主任）・学年主任・養護教諭・教育相談主任・スクールカウンセラー

ウ 開催時期

定例委員会は、毎月子ども支援部会後に開催。
(緊急対応の場合はこの限りではない。)

エ 委員会として取り組む内容

- ・ 年度はじめの朝会や学校だよりにおいていじめ対策委員会の取組説明および、いじめ対策委員の紹介。
- ・ 基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
- ・ 未然防止対策、早期発見に向けた対策等の検討。
- ・ 各学年の児童の情報交換と課題の共有。
- ・ いじめに関する情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・ 重大事態に対する判断と対応。
- ・ 関係機関、専門機関との連携対応。

(会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載)

(2) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に関する校内研修の充実を図る。また、校外研修において得た知識やスキルを、伝達研修などで校内に広めるよう努める。

イ 研修の時期・内容等

- ・ 4月、8月、12月、2月に行う子ども支援部研修会時に実施する。

- ・ 内容は、「南太秦小学校いじめの防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「調査結果を基にした研修」等

3 基本的施策

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 授業改善

- ・ 教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童が分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・ 学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・ 言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・ 全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

イ 道徳教育

- ・ 道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・ 人権教育年間指導計画に「いじめ」について考えるカリキュラムを盛り込み、すべての学年で実施する。

ウ 体験活動

- ・ 宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・ 学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・ 地域高齢者の皆様との交流や地域の方々との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。

エ 児童が自主的・主体的に行う活動

- ・ 児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・ 学校で大切にしている教育目標「おはよう なかよし やりぬく子」の中で、とりわけ「なかよし」の取組（人権尊重の精神を培うための取組）を9月、12月、2月の重点に据え、各学級単位で児童が目標を設定し、実践できるようにする。
- ・ たてわり活動の充実を図り、異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係を育成する。

オ 児童へのはたらきかけ

- ・ 図書館に、人権に関わる本のコーナーを設置する。
- ・ 非行防止教室の内容を他学年の児童にも知らせ、学級で話し合わせる。
- ・ 「ぽかぽか言葉」を学級で決めて使うようにする。
- ・ 朝会で教職員による「ほっこり話」（人権ミニ話）を実施する。

カ 保護者の啓発

- ・ 「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「南太秦小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・ 道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。

- ・ 人権学習のテーマに合わせた「人権だより」を年5回発行し、授業のねらいや取組の様子、児童の感想などを発信することで、人権に対する関心を高める。

キ その他

- ・ 学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。その際、P D C Aサイクルでの取組の見直しも行う。
- ・ 年3回「生活リズム調べ」を行い、児童の生活リズムの把握を通して、わずかな変化を見逃さない。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・ 生徒指導主任は、月1回の子ども支援部会を含め、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・ 「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・ 重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童に対する定期的な調査

- ・ 児童の現状、心的状況を把握するために実施する児童ふり返り調査(年2回)や、クラスマネジメントシート(4~6年、年2回)、いじめ記名式アンケート(年2回)を活用して、児童の人間関係やいじめの状況について的確に把握するようとする。アンケート実施後は、教育相談週間を設け個別の聞き取りを行う。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・ 携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・ 全ての学年において、情報モラルの学習を実施する。また、「非行防止教室」(3年)や「ケータイ安全教室」(5年)での内容を他学年の児童にも周知する。
- ・ インターネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

4 いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

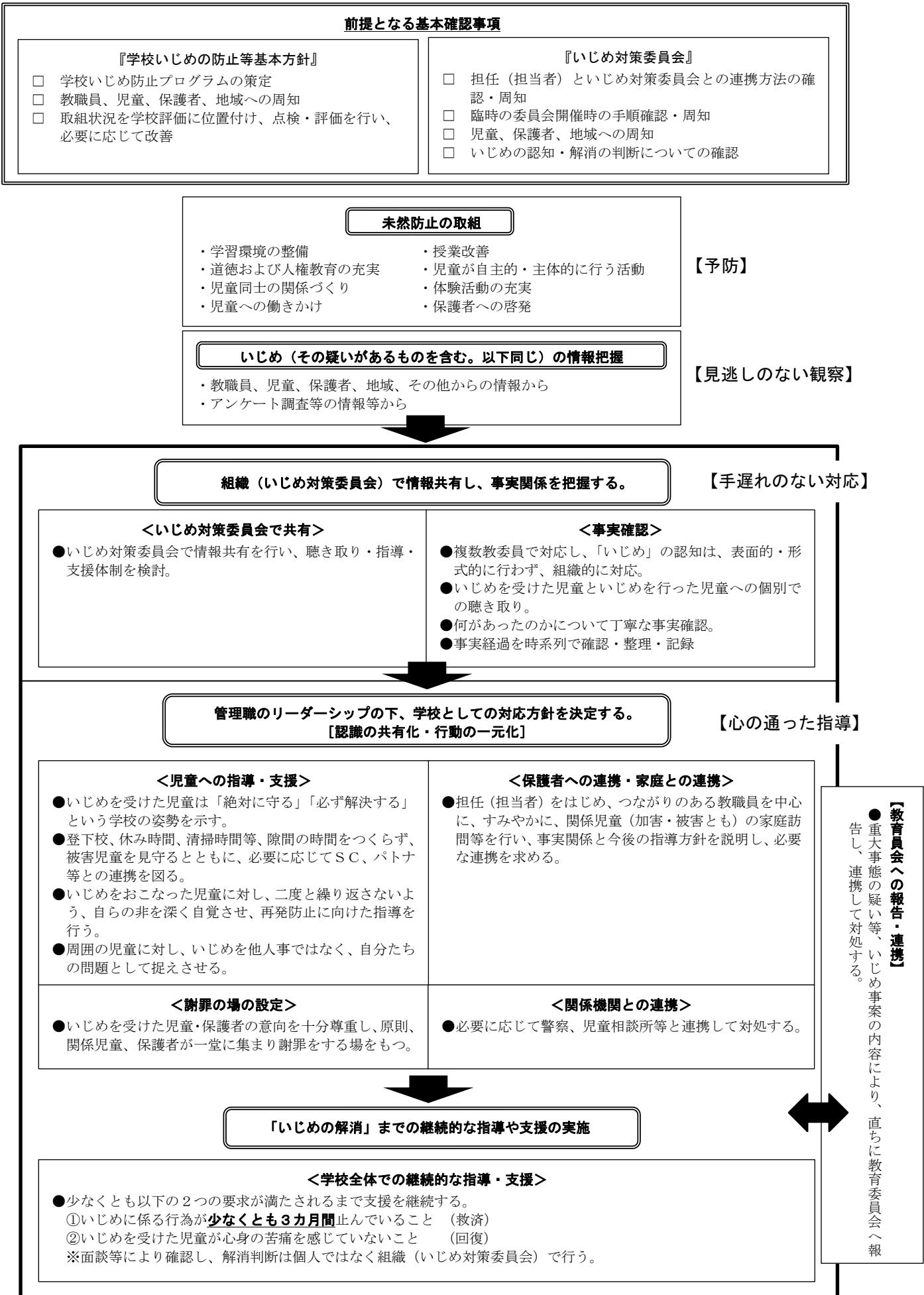
(1) 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

(2) いじめが発覚したときの対応

- ・ いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・ 「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・ 周りの児童への関わりを把握する。
- ・ 被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・ 被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・ 被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・ 加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・ 周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・ 事案によっては、警察にも連絡を入れる。

＜いじめ事案に対する組織的な対応の流れ＞



5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして調査・報告等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 保護者・地域、関係機関との連携

- ・ 南太秦小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「南太秦小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育講座や地域生徒指導連絡協議会での研修会を設定する。
- ・ いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・ 平素から、必要な際にスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携できるよう体制を整えておく。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、今後の状況により、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や教職員の資質能力向上（校内研修）等	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知の取組	保護者への啓発関係機関との連携
4	いじめ対策委員会① 研修「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解 あたたかく見守る児童の把握 外国にルーツを持つ児童把握 支部主任会 学級経営方針の交流会 小中連携主任会	入学式 児童会活動発足 縦割り活動発足	学年引き継ぎ事項の共有 (2~6年) 新入生情報共有	授業参観① 学級懇談会①
5	いじめ対策委員会② くすのき学級について (授業参観を含む)	朝会で児童への説明 憲法月間のお話 お迎え集会 修学旅行（6年） 生活リズム調べ 非行防止教室（3年）	子ども支援部会（月1回）	個人懇談会① 学校だよりでの「いじめ対策委員会」の周知・啓発 休日参観、全学級「人権に関する授業」を公開
6	いじめ対策委員会③ 「アンケート実施に向けて」	たてわり遊び 花背山の家宿泊学習（5年）	いじめ記名式アンケート① 集約・結果の共有 子ども支援部会（月1回） 第1回クラスマネジメントシートの実施と分析	
7	いじめ対策委員会④ 「結果分析・共有」 学校におけるいじめ防止プログラムの見直し①	たてわり遊び 薬物乱用防止教室（6年）	教育相談週間① 集約・結果の共有 子ども支援部会（月1回） 学校評価①	個人懇談会② 人権だより発行（男女平等教育） 家庭教育講座
8	いじめ対策委員会⑤ 「いじめ」研修会① 生徒指導研修 「現状把握と事例研修」 人権研修「指導案検討」 小中合同研修会	1学期の生活目標の振り返りと 2学期の生活目標の設定 たてわり遊び		
9	いじめ対策委員会⑥ 職員会「学校評価分析結果」①	生活リズム調べ たてわり遊び	子ども支援部会（月1回） 上半期児童ぶり返りの実施	人権啓発参観・学級懇談会 人権だより発行（同和教育）
10	いじめ対策委員会⑦ 「生活リズム調べ結果分析・共有」	運動会 たてわり遊び	子ども支援部会（月1回）	人権だより発行（総合育成支援教育）
11	いじめ対策委員会⑧ 「アンケート実施に向けて」	たてわり遊び 育成学級合同運動会 学習発表会 ケータイ安全教室（5年）	いじめ記名式アンケート② 集約・結果の共有 子ども支援部会（月1回） 第2回クラスマネジメントシートの実施と分析	人権だより発行（外国人文）
12	いじめ対策委員会⑨ 「生活リズム調べ結果分析・共有」 学校におけるいじめ防止プログラムの見直し② 「いじめ」研修会②	たてわり遊び 人権月間のお話	子ども支援部会（月1回） 学校評価②	個人懇談会③ 人権だより発行（情報教育）

1	いじめ対策委員会⑩ 「学校評価分析結果」②	生活リズム調べ たてわり遊び・交流給食 2学期の生活目標の振り返りと 3学期の生活目標の設定	教育相談週間② 子ども支援部会（月1回）	自由参観 地生連での啓発 人権だより発行（性に関する指導（命））
2	いじめ対策委員会⑪ 「結果分析・共有」 「いじめ」研修会③	たてわり遊び	下半期児童ふり返りの実施 子ども支援部会（月1回）	新1年体験入学・保護者説明会 授業参観・学級懇談会
3	いじめ対策委員会⑫ 「年間計画」「学校におけるいじめ防止」プログラムの見直し③ 職員会 「年間計画」「学校におけるいじめ未然防止」プログラムの見直しの共有 「次年度の基本方針の確認」	たてわり遊び お別れ集会 3学期の生活目標の振り返り	子ども支援部会（月1回）	
(備考)				
<p>※ 年間計画に示していないが、「学校におけるいじめ未然防止」プログラムとして、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童同士の関係づくりについては、全ての教育活動を通じて行う。</p> <p>※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で隨時行い情報等を共有する。</p>				